



3 高教福第 1061 号
令和 3 年 11 月 17 日

小中学校課長 様
高等学校課長 様
特別支援教育課長 様
保健体育課長 様

教職員・福利課長

会計年度任用職員に係る令和 3 年 12 月期の期末手当算定に
当たっての支給月数について（通知）

会計年度任用職員の期末手当については、令和 3 年 10 月 22 日付け 3 高教福第 916・917 号にて通知した留意事項に基づいて、支給処理を進めていただいているところです。

同通知にて、令和 3 年 12 月期における期末手当の支給月数に関しては、同年 10 月 14 日付けの人事委員会勧告の内容を踏まえ、決定され次第追ってお知らせする旨を、補足事項として記載しておりました。

このたび、会計年度任用職員について、令和 3 年 12 月期の支給月数を 1.275 月とすることに決定しました。つきましては、適正な事務処理をお願いします。

また、必要に応じて貴職から関係学校長等に対して、周知してくださるようお願いいたします。

教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906